



市のさまざまな子育て支援制度をお知らせします



市には、子育て中のお父さん、お母さんを応援するためのさまざまな支援制度がありますのでご利用ください。

問合せ先 市役所こども支援課(☎31-4204)

※問合せ先が記載されていないものは、上記へお問い合わせください。

子育てを支援する制度

●乳児家庭全戸訪問事業

出生順位に関わらず、市内に住居登録のある4カ月未満の乳児がいる全ての家庭を対象に、助産師、保健師が訪問し、赤ちゃんの発育状況を見たり、子育て支援に関する情報提供や助言を行います。

訪問日 生後1カ月前後～2カ月の間に、担当から電話連絡します。

問合せ先 市役所健康推進課(☎31-4524)、阿寒町行政センター保健福祉課(☎66-2121)、音別町行政センター保健福祉課(☎0154795151)

●育児支援家庭訪問事業

1. 産後支援

出産後3カ月以内で、市内や近郊に親族がいない家庭にヘルプママを派遣し、育児・家事援助などを行います。

※所得制限があります。

派遣時間 1日1回で2時間以内(午前9時～午後5時)

派遣回数 20回以内

2. 養育支援

育児や家庭生活に支援が必要な世帯に、家庭生活支援員を派遣し、子育てについてのお手伝いや相談を受け、助言を行います。

●子育て短期支援事業

保護者が病気や仕事、その他の理由により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設でお預かりする制度です。

1. ショートステイ

1泊ごとで最大7日間

2. トワイライトステイ

月～土曜日 午後5時～10時

休日 午前8時～午後10時

※利用に当たっては送迎は行っていません。課税状況により利用料が異なります。

●ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業

ひとり親家庭において、保護者の傷病等により一時的に家事援助が必要な場合に、世帯に対してホームヘルパーを派遣します。

※課税状況により利用料が異なります。

●ひとり親家庭等の自立支援制度

1. 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父または母を対象に、就業のために技術を身に付けることや積極的

な能力開発への取り組みを支援し、自立の促進を目的とした給付金です。

対象者 (次の全ての要件を満たすこと)

①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方

②受講開始日現在、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方

③就業経験・技能・資格の習得状況や労働市場から判断して、その教育訓練が適職に就くために必要であると認められる方

④過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

対象講座

①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

②別に指定する講座

支給額

受講のために支払った費用の60%相当額(上限20万円。1万2000円を超えない場合は支給されません)

2. 高等職業訓練促進給付金

専門的な資格の取得のため、ひとり親家庭の父または母が1年以上養成機関(通信制においては、受講状況が確認できる場合に限る)により修業する場合に、一定期間の訓練促進給付金と修了支援給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。

対象者 (次の全ての要件を満たすこと)

①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方

②養成機関において1年以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方

③就業・育児と修業の両立が困難であると認められる方

対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、栄養士、理・美容師

支給額

・訓練促進給付金 月額10万円

・修了支援給付金 5万円

※いずれも市民税非課税世帯の場合の金額です。課税世帯の場合は支給額が変わります。

支給期間 修業期間(上限2年)。平成28年4月1日以降に養成機関で修業する方については上限3年。

●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親および子を対象に、高卒認定試験合格のための受講費用の一部を

講座修了時および試験合格時に支給します。

対象者 (次の全ての要件を満たすこと)

①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方

②高等学校等を卒業していない方

③過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受給していない方

対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け高等専門学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は本事業の対象となりません。

支給額

・受講修了時給付金 受講費用の20%相当額(上限10万円。4000円を超えない場合は支給されません)

・合格時給付金

受講費用の40%相当額(修了時給付金と合わせて上限15万円)

※「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の利用を希望する場合は、講座の受講前・養成機関の受験前に必ず相談が必要です。また、制度改正等により内容が変更となる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

●お父さん・お母さんの自習室

勉強したいけど育児が大変。勉強をする場所が無い。そんな悩みを持つお父さん・お母さんのために学習場所を提供しています。学習アドバイザーの見守りの中で自分のペースで勉強することができます。

対象者 就職のための資格取得や高卒認定試験の合格を目指しているひとり親家庭の親および子

開設日 月5回程度

開設時間 午後1時30分～4時30分

場所 釧路母子家庭等就業・自立支援センター(旭町16-5)

利用方法 開設時間内で自由にご利用いただけます。事前に登録が必要です。

※託児サービスあります。

問合せ先 釧路母子家庭等就業・自立支援センター(☎22-2401)

●就労サポート支援事業

ひとり親家庭の父または母の就労支援と

して次の事業を行います。

1. 企業体験事業(9月ごろ)

希望する業界や職種の職場体験により、より自分に合った就職に結びつけます。

2. 企業説明会事業(10月ごろ)

市内各企業採用担当者から、会社概要や業務内容について直接話を聞き、より自分に合った職業を見つけ出します。

※各事業に移送・託児サービスあります。

●母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の社会的自立を支援するため、福祉・求人情報の提供や相談を行っています(こども家庭サポートステーションあさひ1階、旭町16-5☎22-2401)。

●出産費用の助成、福祉資金貸付等

●入院助産制度

経済的な理由により出産費用を支払うことが困難で、次の条件のいずれかに該当する方に費用の一部を助成します。

条件 生活保護世帯の方、市民税非課税世帯(世帯全員)の方

助産施設 市立釧路総合病院、釧路赤十字病院

その他 自己負担があります。事前相談の上、出産予定日の30日前までに申請する必要があります。

●母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

就学児童のいる母子(寡婦)・父子家庭の方に資金をお貸しします。

※寡婦は配偶者のいない女性で、かつて児童を養育していた方

貸付の種類・金額

・就学支度資金(入学時のみ貸付) 7万5000円～59万円

・修学資金 月額1万8000円～6万4000円

※学校の種類や学年により貸付額が異なります。

対象となる学校 高校、高等専門学校、短大、大学、専修学校

対象者 ひとり親家庭の児童、父母がいない児童、寡婦が扶養している子

※制度改正等により内容が変更となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

